

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター 年報発行要綱

制 定 平成 21 年 9 月 1 日 一部改正 令和 2 年 3 月 1 日
一部改正 平成 24 年 3 月 1 日 一部改正 令和 4 年 10 月 1 日
一部改正 平成 26 年 3 月 1 日

第 1 条 国際学部附属多文化公共圏センター内規第 1 条の規定に基づき、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、この要綱の定めによって『多文化公共圏センター年報』を発行するものとする。

第 2 条 『多文化公共圏センター年報』は、毎年 1 回発行を原則とする。
内容は、多文化公共圏センター主催の活動記録・調査結果報告と投稿原稿から構成する。

第 3 条 掲載原稿の募集については、次のとおりとする。

一 投稿資格

- イ 国際学部専任教員（外国人教員を含む）
- ロ イに定めるものとの共著者で、運営委員会の承認を得た者
- ハ センター研究員、国際学部非常勤講師等で、運営委員会の承認を得た者
- ニ 国際学部研究科博士後期課程の大学院生、ただし、指導教員の推薦書（留学生の場合はネイティブチェックを受けたことを明記したもの）を原稿に付することを条件とする。
- ホ その他運営委員会の承認を得た者

二 原稿内容

原稿内容は原則として、多文化公共圏または多文化共生に関わるものであることとする。

三 投稿原稿

イ、ロ、ハ、ホの者は論文、研究ノートいずれかでよいが、ニの者は原則的に論文のみ受け付ける。

四 原稿枚数

研究論文、研究ノート、特集記事、活動報告ともに、投稿者 1 人について、刷り上り 10 ページを限度とする。表題、要約、図表・写真、参考資料・文献、

注もこの枚数に含めるものとする。ただし、刷り上がりが 1 人につき 10 ページを越えるときには、15 ページまでを限度とし、超過分については当該教員研究室経費から、負担する。共著原稿に超過が生じた場合は、原則的に、当該論文執筆者全員の教員研究室経費から、人数割分の経費を負担する。

五 原稿の募集と受理

原稿の募集と受理は以下の日時を目安とする。

| | | |
|------|--------|-----------|
| 投稿論文 | 募集開始 | 10 月 |
| | 原稿提出期限 | 12 月 25 日 |
| 特集論文 | 募集開始 | 7 月 |
| | 原稿提出期限 | 1 月 10 日 |

第 4 条 原稿の審査と校正

- 一 運営委員会は、受理した原稿を審査し、結果を応募者に書面で知らせる。
- 二 審査体制は、研究論集に準ずるものとする。
- 三 校正は著者による校正を 2 回行う。

第 5 条 年報の電子化に関わる著作権については、多文化公共圏センターが有するものとする。

第 6 条 年報の発行について、その他の重要な事項は運営委員会で審議して、これを定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。